

専利行政法執行弁法

2001 年 12 月 17 日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

専利行政法執行弁法

(2001年12月17日国家知識産権局令第19号公布)

第一章 総則

第一条 専利権（特許、実用新案、意匠）侵害紛糾を効果的に処理し、専利紛糾を調停し、他人の専利を偽造し専利を偽る行為を調査処分し、専利権を保護し、社会主義市場経済の秩序を擁護、規範化するために、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国専利法実施細則」およびその他の法律法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条 専利管理部門が専利権侵害紛糾を処理し、他人の専利を偽造し専利を偽る行為を調査処理するには、事実を根拠とし、法律を基準とし、公正、迅速の原則を遵守しなければならない。

専利管理部門が専利紛糾を調停するには、法律の規定に照らして、事実を明らかにし是非を明確にするという基礎に基づいて、当事者が相互に理解し、調整協定を結ぶよう促す。

第三条 専利管理部門は専門機関を設置、または専任の人員を配備して専利権侵害紛糾の処理や専利紛糾の調停、他人の専利を偽造し専利を偽る行為を調査処分する。

案件の担当者は国家知識産権局の発行した専利行政法執行証書を持たなければならない。案件の担当者は 公務執行時に適切な服装をしなければならない。

第四条 重大な影響を持つ専利権侵害紛糾案件や他人の専利を偽造し専利を偽る行為については、国家知識産権局は必要ときには専門の専利管理部門を組織して処理、調査処理を行うことができる。

専利管理部門が専利権侵害紛糾を処理、専利紛糾を調停、他人の専利を偽造し専利を偽る行為の調査処理において直面した困難な問題は、国家知識産権局が指導しなければならない。

第二章 専利権侵害紛糾の処理

第五条 専利管理部門に専利権侵害紛糾の処理を請求するには、次の条件に適合しなければならない。

- (一) 請求人が専利権人または利害関係者である。
- (二) 明確な被請求人が存在する。
- (三) 明確な請求事項と具体的な事実、理由が存在する。
- (四) 案件を受理する専利管理部門の案件受理範囲と管轄に属する。
- (五) 当事者が当該専利権侵害を人民法院に提訴しない。

第一項で述べる利害関係者には専利実施許可契約の被許可人、専利権の合法的な継承人を含む。専利実施許諾契約の被許可人のうち、独占実施許諾契約の被許諾人は単独で請求を提出することができる。排他実施許諾契約の被許諾人は専利権者が請求していない状況の下で、単独で請求を提出することができる。

契約に別途約定のある場合を除き、普通実施許諾契約の被許諾人は単独で請求を提出することはできない。

第六条 専利管理部門に専利権侵害紛糾の処理を請求する場合、請求書および専利権に関連する専利証書のコピーを提出し、また被請求人の数に応じて請求書の副本を提出しなければならない。

必要な時には専利管理部門は国家知識産権局に対して関連する専利権の法律状態を確認することができる。専利権侵害紛糾が実用新型専利に関連する場合、専利管理部門は請求人に対して国家知識産権局が発行した検索報告を提出するよう要求することができる。

第七条 請求書には次の内容が記載されなければならない。

(一) 請求人の氏名または名称、住所、法定代表人または主な担当者の氏名、職務、代理人に委託する場合、代理人の氏名と代理機関の名称、住所。

(二) 被請求人の氏名または名称、住所。

(三) 処理を請求する事項および事実と理由。

関連の証拠と証明資料は請求書の添付の形式で提出することができる。

請求書は請求人が署名または捺印しなければならない。

第八条 本弁法第 5 条規定の条件に適合する請求は、専利管理部門は請求書を受理した日から 7 日以内に立案した請求人に通知、同時に 3 人または 3 人以上の奇数の担当者を指定して当該専利権侵害紛糾を処理する。請求が本弁法第 5 条規定の条件に適合しない場合、専利管理部門は請求書を受理した日から 7 日以内に請求人に不受理を通知し、また理由を説明しなければならない。

第九条 専利管理部門は立案日から 7 日以内に請求書およびその添付の副本を郵便や直接提出、またはその他の方法により被請求人に送達し、受理日から 15 日以内に答弁書一式 2 部を提出するよう要求しなければならない。被請求人が期限を過ぎても答弁書を提出しない場合、専利管理部門の処理の進行には影響しない。

被請求人が答弁書を提出した場合、専利管理部門は受理した日から 7 日以内に答弁書の副本を郵便、直接提出、またはその他の方法により請求人に送達しなければならない。

第十条 専利管理部門の専利権侵害紛糾処理においては、案件情況に基づいて口頭審理を行うか否かを決定することができる。専利管理部門が口頭審理を行うと決定した場合、口頭審理の少なくとも 3 日前に当事者に口頭審理を行う時間と場所を知らせなければならない。当事者に参加を拒否する正当な理由が存在しない場合、または許可を得ずに途中で退出した場合、請求人に対しては請求の撤回として処理し、被請求人に対しては欠席として処理する。

第十一条 専利管理部門が口頭審理を行う場合、口頭審理の参加人と審理の要点を記録に記入し、間違いのないことを確認した後、案件の担当者と参加人が署名または捺印する。

第十二条 専利法第 56 条第 1 項で述べる「発明または実用新型専利権の保護範囲はその権利要求の内容を基準とする」というのは、専利権の保護範囲がその権利要求に記載された技術特徴によって確定される範囲を基準とし、また記載された技術特徴と同等の特徴によって確定される範囲も含むことを指す。「等同特徴（同等の特徴）」とは、記載された技術特徴と基本的に同じ手段で、基本的に同じ機能を実現し、基本的に同じ効果を達成し、

かつ所属分野の一般の技術人員が創造的な労働を経る必要なく連想することが可能な特徴を指す。

第十三条 当事者が調停、和解協定に達したか、請求人が請求を撤回した場合を除き、専利管理部門の専利権侵害紛糾では処理決定書を作成しなければならない、以下の内容を明記する。

(一) 当事者の名称または氏名、住所。

(二) 当事者の陳述した事実と理由。

(三) 権利侵害行為の認定が成立するか否かの理由と根拠。

(四) 処理を決定し、権利侵害行為が成立していると認定した場合、被請求人に速やかに停止すべき権利侵害行為の種類、対象、範囲を明確に記述して命じなければならない。権利侵害行為が不成立だと認定した場合、請求人の請求を差し戻ししなければならない。

(五) 処理決定に不服で行政訴訟を起こす方法と期限。

処理決定書は案件担当者が署名し、また専利管理部門の公印を捺印しなければならない。

第十四条 専利管理部門または人民法院が権利侵害が成立すると認定する処理決定または判決を出した後、被請求人は同一の専利権について再び同類の権利侵害行為を行い、専利権人または利害関係者が処理を請求した場合、専利管理部門は権利侵害行為を速やかに停止するよう命じる処理決定を直接出すことができる。

第三章 専利紛糾の調停

第十五条 専利管理部門に専利紛糾の調停を請求する場合、請求書を提出しなければならない。

請求書には以下の内容が記載されなければならない。

(一) 請求人の氏名または名称、住所、法定代表人または主な責任者の氏名、職務、代理人に委託する場合は代理人の氏名と代理機関の名称、住所。

(二) 被請求人の氏名または名称、住所。

(三) 調停を請求する具体的な事項と理由。

専利権侵害の損害賠償金額を単独で請求する場合、専利管理部門が出した権利侵害行為の成立を認定する処理決定書の副本を提出しなければならない。

第十六条 専利管理部門は調整請求書を受理した後、速やかに請求書の副本を郵送や直接提出、またその他の方式により被請求人に送達し、受理した日から 15 日以内に意見陳述書を提出するよう要求しなければならない。

第十七条 被請求人が意見陳述書を提出し、また調停の実施に同意した場合、専利管理部門は速やかに立案し、また請求人と被請求人に調停を行う時間と場所を通知する。

被請求人が期限を過ぎても意見陳述書を提出しないか、意見陳述書の中で調整を受け入れないと表明した場合、専利管理部門は立案せず、かつ請求人に通知する。

第十八条 専利管理部門の専利紛糾調停では関連機関または個人の協力を要請することができ、要請された機関や個人は調停の実施に協力しなければならない。

第十九条 当事者が調停により協定に達した場合、調停協定書を作成し、双方の当事者が署名または捺印し、かつ専利管理部門に報告しなければならない。協定に達しなかった場合、専利管理部門は案件を取り消す方法で案件を終了し、また双方の当事者に通知する。

第二十条 専利申請権または専利権の帰属紛糾で調停を請求した場合、当事者は専利管理部門の受理通知書を持って国家知識産権局に当該専利申請または専利権の関連手続きを中止するよう請求することができる。

調停により協定に達した場合、当事者は調停協定書を持って国家知識産権局に対して回復手続きを行わなければならない。協定に達しなかった場合、当事者は専利管理部門が発行した案件取り消し通知書を持って国家知識産権局に対して回復手続きを行わなければならない。請求中止日から満1年経っても中止の延長を請求しない場合、国家知識産権局は関連手続きを自ら回復させる。

第四章 他人の専利の偽造と専利を偽る行為の調査処理

第二十一条 専利管理部門が発見したか、通報を受けて他人の専利の偽造や他人の専利を偽る行為を発見した場合、速やかに立案し、また2人または2人以上の案件の担当者を指定して調査処理を行う。

第二十二条 他人の専利の偽造や他人の専利を偽る行為の調査処理は行為発生地の特許管理部門が管轄する。

専利管理部門の管轄権で争議が生じた場合、その共同の上級人民政府の特許管理部門が管轄を指定する。共同の上級人民政府の特許管理部門がない場合、国家知識産権局が管轄を指定する。

第二十三条 専利管理部門は行政処罰決定を出す前に、当事者に対して下す処罰決定の事実、理由、根拠を告知し、また当事者に対して法により持つ権利を告知しなければならない。

第二十四条 当事者は陳述と弁明を行う権利があり、専利管理部門は当事者の提出した事実や理由、根拠に対して確認しなければならない。

第二十五条 調査により、他人の専利の偽造や他人の専利を偽る行為が成立している場合、専利管理部門は処罰決定書を作成し、以下の内容を明記する。

(一) 当事者の名称または氏名、住所。

(二) 他人の専利の偽造や他人の専利を偽る行為が成立していると認定する証拠や理由、根拠。

(三) 処罰の内容および履行方法。

(四) 処罰決定に不服で行政訴訟を起こす方法と期限。

処罰決定書は専利管理部門の公印を捺印しなければならない。

第二十六条 調査により、他人の専利の偽造や他人の専利を偽る行為が成立していない場合、専利管理部門は案件の取り消しという方法で案件を終了する。

第五章 調査・証拠の保全

第二十七条 専利権侵害紛糾の処理や他人の専利の偽造や他人の専利を偽る行為の調査処理の過程で、専利管理部門は必要に基づいて職権により関連の証拠を調査、収集することができる。

第二十八条 専利管理部門は証拠の調査、収集で案件と関連のある契約や帳簿といった関連文書を閲覧、複製することができる。当事者と証人に事情聴取をすることができる。測量や写真撮影、映像撮影といった方法を採用して現場検証を行うことができる。製造方法の専利権侵害の嫌疑がある場合、専利管理部門は被調査人に現場で実演を行うよう要求することができる。

専利管理部門は調査、収集した証拠の記録を作成しなければならない。記録は案件の担当者、調査される機関または個人によって署名または捺印されなければならない。調査される機関または個人が署名または捺印を拒絶した場合、記録上に明記しなければならない。

第二十九条 専利管理部門の証拠の調査、収集ではサンプル抽出による証拠保全の方法を採用することができる。

製品専利に関連する場合、権利侵害の嫌疑のある製品から一部分を抽出してサンプルとすることができる。方法専利に関する場合、当該方法に基づいて直接獲得した嫌疑のある製品から一部分を抽出してサンプルとすることができる。抽出されるサンプルの数は事実を証明できる量を限度とする。

専利管理部門はサンプル抽出による証拠の保全の記録を作成しなければならず、抽出されたサンプルの名称、特徴、数量を明記しなければならない。記録は案件の担当者、調査される機関または個人が署名または捺印しなければならない。

第三十条 証拠が消滅または今後獲得するのが難しく、またサンプル抽出による証拠保全を行うことのできない状況下では、専利管理部門は保存登録を行い、また7日以内に決定を行うことができる。

保存登録された証拠は、調査される機関や個人は破壊または移転してはならない。

専利管理部門は保存登録の際に記録を作成し、保存登録される証拠の名称、特徴、数量、保存場所を明記しなければならない。記録は案件の担当者、調査される機関または個人が署名または捺印しなければならない。

第三十一条 専利管理部門が証拠を調査、収集し、証拠資料を確認する場合、関連機関や個人は事実どおりに提供し、調査に協力しなければならない。

第三十二条 専利管理部門がその他の専利管理部門に証拠の調査、収集の協力を委託する場合、明確な要求を提示しなければならない。委託を受けた部門は速やか、真摯に証拠の調査、収集に協力し、また速やかに回復しなければならない。

第六章 法律責任

第三十三条 専利管理部門は専利権侵害行為が成立すると認定し、処理決定を行う場合、権利侵害者に対して権利侵害行為を速やかに停止するよう命じ、権利侵害行為を制止する以下の措置を採用する。

(一) 権利侵害者が専利製品を製造している場合、速やかに製造行為を停止するよう命じ、権利侵害製品を製造する専用の設備、鋳型を廃棄、またまだ販売していない権利侵害製品は販売、使用またはどのような形式でも市場へ投入してはならない。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品を廃棄するよう命じる。

(二) 権利侵害者が専利の方法を使用した場合、速やかに使用行為を停止するよう命じ、専利の方法を実施する専用の設備、鋳型を廃棄、またまだ販売していない専利の方法に基づいて直接獲得した製品は販売、使用またはどのような形式でも市場へ投入してはならない。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品を廃棄するよう命じる。

(三) 権利侵害者が専利製品または専利の方法に基づき直接獲得した製品を販売した場合、速やかに販売行為を停止するよう命じ、またまだ販売していない権利侵害製品は使用またはどのような形式でも市場へ投入してはならない。まだ販売していない権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品を廃棄するよう命じる。

(四) 権利侵害者が専利製品の販売を許諾し、又は専利方法により直接製品を得た場合には、販売許諾行為を速やかに停止し、影響を取り除き、またいかなる実際の販売行為も実施してはならないと命じる。

(五) 専利権侵害者が専利製品を輸入、または専利方法に基づいて直接製品を取得した場合、権利侵害者に速やかに輸入を停止するよう命じる。権利侵害製品が既に入国した場合、販売や使用またはどのような形式でも市場へ投入してはならない。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品を廃棄するよう命じる。権利侵害製品がまだ入国していない場合、処理決定を関連の税関に通知することができる。

(六) 権利侵害行為を停止するその他の必要な措置。

第三十四条 専利管理部門が専利権侵害行為の成立を認定する処理決定を行った後、被請求人は人民法院に行政訴訟を提起した場合、訴訟期間は決定の執行を停止しない。

権利侵害者が専利管理部門の出した権利侵害行為の成立を認定する処理決定の期限が到来しても起訴せず、また権利侵害行為を停止しない場合、専利管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

第三十五条 他人の専利を偽造し、刑法第 216 条に抵触する嫌疑のある場合、専利管理部門が司法機関に移送して刑事責任を追及する。

専利証書を偽造または変造し、刑法第 280 条の規定に抵触する嫌疑のある場合、専利管理部門が司法機関に移送して刑事責任を追及する。

第三十六条 他人の専利を偽造し専利を偽る行為が成立すると専利管理部門が認定した場合、行為人に次の改正措置を採用するよう命じなければならない。

(一) 製造、販売する製品、製品の包装上に他人の専利番号を標記、または専利標記のある非専利製品を製造、販売した場合、行為人に当該専利標記と専利番号を速やかに除去するよう命じる。専利標記と専利番号を製品と分離するのが難しい場合、行為人に当該製品を廃棄するよう命じる。

(二) 広告またはその他の宣伝資料の中で他人の専利番号を使用、または広告あるいはその他の宣伝資料の中で非専利技術を専利技術と称した場合、行為人に当該広告または当

該宣伝資料の配布を停止し、影響を取り除き、またまだ配布していない宣伝資料の納入を命じる。

(三) 契約で他人の専利番号を使用、または契約中で非専利技術を専利技術と称した場合、行為人に契約のもう一方の当事者に速やかに通知し、契約の関連内容を改正するよう命じる。

(四) 他人の専利証書、専利文書または専利申請文書を偽造または変造した場合、あるいは専利証書、専利文書または専利申請文書を偽造または変造した場合、行為人に上述の行為を速やかに停止し、偽造または変造した専利証書、専利文書または専利申請文書を納入するよう命じる。

(五) その他の必要な改正措置。

第三十七条 他人の専利を偽造し専利を偽る行為が成立すると専利管理部門が認定し、処罰決定を出す場合、公告しなければならない。

第三十八条 他人の専利を偽造する行為が成立すると専利管理部門が認定した場合、次の方法に照らして行為人の違法所得を確定することができる。

(一) 他人の専利を偽造する製品を販売した場合、製品の販売価格に販売した製品の数量を乗算してその違法所得とする。

(二) 他人の専利を偽造する契約を結んだ場合、受け取った費用をその違法所得とする。

第三十九条 専利管理部門が処罰決定を出した後、当事者が人民法院に行政訴訟を提訴した場合、訴訟期間には決定の執行を停止しない。

第四十条 他人の専利を偽造し専利を偽る行為人は処罰決定書を受領した日から 15 日以内に、指定の銀行で処罰決定書に明記された罰金を納めなければならない。期限が過ぎても納めない場合、1 日当たり罰金額の 3% を罰金に加える。

第四十一条 専利管理部門が法律により公務を執行するのを拒絶、妨害した場合、公安部門は「治安管理处罰条例」の規定に基づき処罰する。情況が深刻で犯罪を構成する場合、司法機関が法律により刑事責任を追及する。

第七章 附則

第四十二条 元の中国専利局と国家知識産権局の発表した規則で本弁法と一致しないものは、本弁法を基準とする。

第四十三条 本弁法は国家知識産権局が解釈の責任を負う。

第四十四条 本弁法は公布日から施行する。